

最近の地方債制度について



総務省

平成28年8月4日(木)

自治財政局地方債課長

吉川 浩民

目次

- | | | | |
|---|---------------------|---|----|
| 1 | 地方債の基礎知識 | P | 1 |
| 2 | 平成28年度地方債計画の概要等について | P | 5 |
| 3 | 地方債制度の見直しについて | P | 31 |
| 4 | 地方債資金について | P | 38 |

1 地方債の基礎知識

地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいい、その性格として次のような側面を有している。

- ① 地方公共団体が負担する債務であること
- ② 資金調達によって負担する債務であること
- ③ 証書借入又は証券発行の形式を有すること
- ④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること
- ⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること

	地方債	国債
原則	<p>地方財政法第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営企業に要する経費の財源 2. 出資金及び貸付金の財源 3. 地方債の借換えのために要する経費の財源 4. 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源 5. 公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源 	<p>財政法第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p> <p>※「公共事業費」の範囲については、一般会計予算 予算総則に列挙 (例) 文部科学省: 公立文教施設整備費 厚生労働省: 児童福祉施設整備費 国土交通省: 下水道事業費 環境省 : 廃棄物処理施設整備費 等</p>
例外	<p>他の法律による特例措置 (例)・過疎対策事業債 → 過疎地域自立促進特別措置法第12条 (平成22年度からソフト事業経費も対象) ・臨時財政対策債 → 地方財政法第33条の5の2 ・旧合併特例事業債 → 市町村の合併特例に関する法律</p>	<p>赤字国債を発行する場合には、毎年度特例公債法を制定</p>

地方債の機能

① 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

② 住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

③ 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

④ 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることなどから、国が行う経済政策も地方財政と一体となつて行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

平成28年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 85.8兆円 (85.3兆円)	給与関係経費 20.3 (20.3)	一般行政経費 35.8 (35.1)		地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 0.4 (0.8)	投資的 経費 11.2 (11.0)	公債費 12.8 (13.0)	その他 5.2 (5.1)
		うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(1.0)	うち 重点課題対応分 0.3(-)				

国・地方で折半

歳入 85.8兆円 (85.3兆円)	国庫 支出金 13.2 (13.1)	地方 債等 10.9 (10.6)	地方税・地方譲与税等 41.2 (40.3)	臨時財政 対策債 (償還利 分) 3.5 (3.1)	地方交付税 16.7 (16.8)	※ 別枠加算は廃止 - (0.2)	臨時財政 対策加算 0.3 (1.5)
							臨時財政 対策債 折半分 0.3 (1.5)

※()内は平成27年度当初の数値

地方一般財源総額 ⑳61.7兆円(㉑61.5兆円)

<参考> 折半対象財源不足額 ⑳0.5兆円(㉑2.9兆円)

臨時財政対策債発行額 ⑳3.8兆円(㉑4.5兆円)

2 平成28年度地方債計画の概要等について

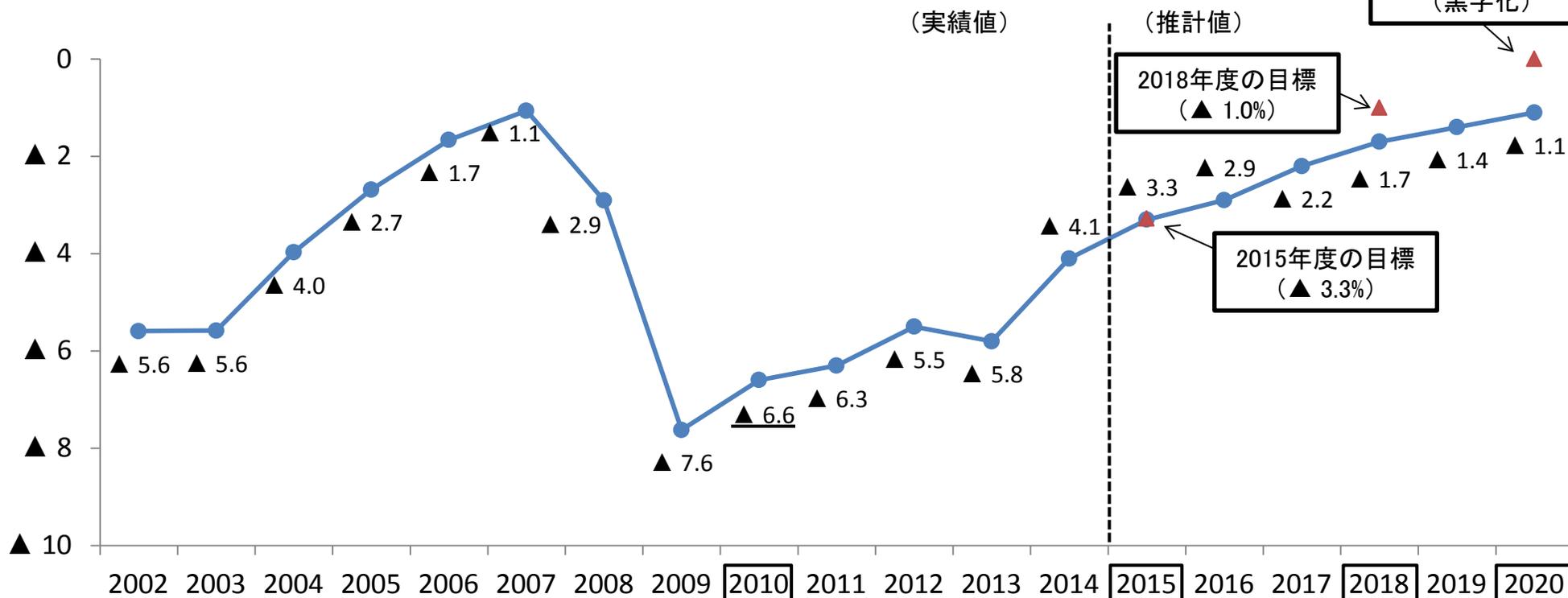
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移

(「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年1月21日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2014年度	2015年度(見込)	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲20.0兆円 [▲4.1%]	▲16.6兆円 [▲3.3%]	黒字化	▲6.5兆円 [▲1.1%]

（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安*に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

これまで地方においても様々な改革努力を行ってきたが、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である。一方で次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う。

その際、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を内容とした歳出改革・効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立に取り組む必要がある。そのため、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要がある。

(時間軸)

地方自治体の歳出改革・効率化の取組の加速のための仕組み構築や官民連携による優良事例の創出・全国展開など主要な改革については、2018年度(平成30年度)までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、2021年度(平成33年度)までをめぐり、国において政府情報システムのクラウド化と運用コスト低減(3割減)を目指す。ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

(地方行財政改革の基本的な考え方等)

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

一方で、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

頑張る地方を支援できるよう、地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を行う。

平成28年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、平成27年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

<u>一般財源総額</u>	<u>61.7兆円（+0.1兆円、前年度 61.5兆円）</u>
<u>一般財源総額（水準超経費除き）</u>	<u>60.2兆円（+0.1兆円、同 60.2兆円）</u>
・ 地方税	38.7兆円（+1.2兆円、前年度37.5兆円）
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.6兆円（▲0.2兆円、同 2.8兆円）
・ 地方交付税	16.7兆円（▲0.1兆円、同 16.8兆円）
・ 臨時財政対策債	3.8兆円（▲0.7兆円、同 4.5兆円）

(2) 重点課題対応分の創設等

- ・ 地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分として地方財政計画の歳出に計上

<u>重点課題対応分</u>	<u>0.25兆円</u>
・ 自治体情報システム構造改革推進事業	0.15兆円
・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	0.05兆円
・ 森林吸収源対策等の推進	0.05兆円

- ・ まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保
- ・ 公共施設等の老朽化対策のための経費を充実（+0.15兆円）

平成28年度地方財政計画のポイント②

(3) 地方財政の健全化

- ・ 地方税・地方譲与税等が大きく伸び（ $\text{㊸}41.3$ 兆円、 $+1.0$ 兆円）、リーマンショック以前の水準にまで回復
- ・ これに伴い、折半対象財源不足が大幅に減少し（ $\text{㊸}0.5$ 兆円、 $\blacktriangle 2.4$ 兆円）、臨時財政対策債の発行も大幅に抑制（ $\text{㊸}3.8$ 兆円、 $\blacktriangle 0.7$ 兆円）。特会借入金も着実に償還（ $\text{㊸}0.4$ 兆円）。
- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠については、必要な歳出を 0.4 兆円確保した上で、同額を減額。別枠加算（ $\text{㊸}0.23$ 兆円）についても、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復興・創生期間においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保（ $\text{㊸}0.5$ 兆円）

平成28年度地方財政計画のポイント③

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税・地方譲与税等	41.3	40.3	1.0	2.4
	地方交付税	16.7	16.8	▲0.1	▲0.3
	国庫支出金	13.2	13.1	0.2	1.1
	地方債	8.9	9.5	▲0.6	▲6.7
	臨時財政対策債	3.8	4.5	▲0.7	▲16.3
	臨時財政対策債以外	5.1	5.0	0.1	1.9
	その他	5.7	5.6	0.1	1.4
	計	85.8	85.3	0.5	0.6
	一般財源総額	61.7	61.5	0.1	0.2
(水準超経費除き) 「一般財源」	60.2	60.2	0.1	0.1	

区 分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	35.8	35.1	0.7	2.1
	うち 補助分	19.0	18.5	0.5	2.5
	うち 単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
	うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 重点課題対応分	0.3	—	0.3	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.8	▲0.4	▲47.3
	公債費	12.8	13.0	▲0.1	▲1.1
	維持補修費	1.2	1.2	0.1	5.1
	投資的経費	11.2	11.0	0.2	1.9
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等最適化 事業費	0.2	0.1	0.1	100.0
	その他	4.0	3.9	0.0	1.1
	計	85.8	85.3	0.5	0.6

※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。
※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

1. 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額1兆2,082億円（前年度比7,160億円、6.0%減）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額380億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、1兆2,462億円（前年度比9,602億円、7.9%減）
うち普通会計分 : 8兆8,938億円（前年度比8,823億円、9.0%減）
公営企業会計等分 : 2兆3,524億円（前年度比 779億円、3.2%減）

2. 臨時財政対策債の抑制等により地方財政の健全化を推進

- ・ 地方税が増収となる中で、臨時財政対策債の発行を大きく抑制し、前年度と比べて7,370億円、16.3%の減となる3兆7,880億円を計上。赤字地方債に依存しない、健全な財政運営の実現に向けて着実に前進。
- ・ 本計画を踏まえた、平成28年度末の地方財政全体の借入金残高については196兆円を見込んでおり、ここ数年減少傾向。ストック面からも、地方財政の健全化が進展。

3. 防災・減災、公共施設の最適配置の推進等の行政課題に的確に対応

- ・ 東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策を全国レベルで早急に進めることができるよう、引き続き「緊急防災・減災事業債」について、前年度と同額の5,000億円計上。
- ・ 人口減少社会を見据え、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化等に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業債を前年度の410億円から1,130億円へと大幅に増額するなど、必要とされる地方債について計上。
- ・ コンパクト化・ネットワーク化により、人口減少社会においても活力ある社会経済を維持するための拠点となる連携中枢都市圏の形成に向けた取組を加速するため、関連事業を新たに対象とすることとし、地域活性化事業債を増額。
- ・ 過疎地域における雇用の創出を図るなど地方創生に寄与する事業を推進するため、過疎対策事業債を充実することとし、前年度に比べ100億円の増となる4,200億円を計上。

4. 退職手当債の延長

- ・ 退職手当債について、教育職員の退職のピークをこれから迎えることにより退職手当額が高止まりすることや、個別には退職手当の負担の大きい団体が依然として残っていることを踏まえ、その特例期間を10年間延長することとし、800億円を計上。

平成28年度地方債計画①

平成28年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	16,389	212	1.3
2 公営住宅建設事業	1,141	1,126	15	1.3
3 災害復旧事業	711	647	64	9.9
4 教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36	1.1
(1) 学校教育施設等	1,248	1,232	16	1.3
(2) 社会福祉施設	381	376	5	1.3
(3) 一般廃棄物処理	657	649	8	1.2
(4) 一般補助施設等	569	562	7	1.2
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	21,474	20,543	931	4.5
(1) 一般	4,362	4,351	11	0.3
(2) 地域活性化	690	490	200	40.8
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化	1,130	410	720	175.6
6 辺地及び過疎対策事業	4,665	4,565	100	2.2
(1) 辺地対策	465	465	0	0.0
(2) 過疎対策	4,200	4,100	100	2.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	49,132	48,074	1,058	2.2
二 公営企業債				
1 水道事業	4,473	4,334	139	3.2
2 工業用水道事業	222	178	44	24.7
3 交通事業	1,654	1,786	△ 132	△ 7.4
4 電気事業・ガス事業	178	164	14	8.5
5 港湾整備事業	461	544	△ 83	△ 15.3
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	4,116	318	7.7
7 市場事業・と畜場事業	458	2,096	△ 1,638	△ 78.1
8 地域開発事業	699	805	△ 106	△ 13.2
9 下水道事業	11,597	10,981	616	5.6
10 観光その他事業	94	114	△ 20	△ 17.5
計	24,270	25,118	△ 848	△ 3.4
合 計	73,402	73,192	210	0.3

(単位: 億円、%)

項 目	平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
▶ 三 臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
▶ 四 退職手当債	800	800	0	0.0
▶ 五 国の予算等貸付金債	(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
▶ 総 計	(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
内 普通会計分	88,607	95,009	△ 6,402	△ 6.7
訳 公営企業会計等分	23,475	24,233	△ 758	△ 3.1
資金区分				
公 的 資 金	46,115	49,578	△ 3,463	△ 7.0
財 政 融 資 資 金	28,076	30,381	△ 2,305	△ 7.6
地方公共団体金融機構資金	18,039	19,197	△ 1,158	△ 6.0
(国の予算等貸付金)	(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
民 間 等 資 金	65,967	69,664	△ 3,697	△ 5.3
市 場 公 募	36,900	40,000	△ 3,100	△ 7.8
銀 行 等 引 受	29,067	29,664	△ 597	△ 2.0
その他同意等の見込まれる項目				
1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債				
2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債				
3 財政再生団体が発行する再生振替特例債				

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として44億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成28年度地方債計画②

平成28年度地方債計画

(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債						
	公営住宅建設事業	323	345	△	22	△ 6.4
	災害復旧事業	18	33	△	15	△ 45.5
	一般単独事業	8	10	△	2	△ 20.0
公営企業債						
	水道事業	1	2	△	1	△ 50.0
	病院事業・介護サービス事業	0	1	△	1	△ 100.0
	市場事業・と畜場事業	4	2		2	100.0
	下水道事業	22	17		5	29.4
被災施設借換債		4	15	△	11	△ 73.3
国の予算等貸付金債		(15)	(20)	(△ 5)	(△ 25.0)	(△ 25.0)
総 計		(15)	(20)	(△ 5)	(△ 25.0)	(△ 25.0)
		380	425	△	45	△ 10.6
内 訳	普 通 会 計 分	331	355	△	24	△ 6.8
	公 営 企 業 会 計 等 分	49	70	△	21	△ 30.0
資 金 区 分	公 的 資 金					
	財 政 融 資 資 金	259	290	△	31	△ 10.7
	地方公共団体金融機構資金	121	135	△	14	△ 10.4
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(15)	(20)	(△ 5)	(△ 25.0)	(△ 25.0)

その他同意等の見込まれる項目	
1	東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
2	上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
3	上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債						
	全国防災事業	-	2,397	△	2,397	皆減
総 計		-	2,397	△	2,397	皆減
内 訳	普 通 会 計 分	-	2,397	△	2,397	皆減
	公 的 資 金					
資 金 区 分	財 政 融 資 資 金	-	2,019	△	2,019	皆減
	地方公共団体金融機構資金	-	378	△	378	皆減

平成28年度地方債計画③

平成28年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成28年度 計画額(A)	平成27年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	16,389	212	1.3
2 公営住宅建設事業	1,464	1,471	△ 7	△ 0.5
3 災害復旧事業	729	680	49	7.2
4 全国防災事業	-	2,397	△ 2,397	皆減
5 教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36	1.1
(1) 学校教育施設等	1,248	1,232	16	1.3
(2) 社会福祉施設	381	376	5	1.3
(3) 一般廃棄物処理	657	649	8	1.2
(4) 一般補助施設等	569	562	7	1.2
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	21,482	20,553	929	4.5
(1) 一般	4,370	4,361	9	0.2
(2) 地域活性化	690	490	200	40.8
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化	1,130	410	720	175.6
7 辺地及び過疎対策事業	4,665	4,565	100	2.2
(1) 辺地対策	465	465	0	0.0
(2) 過疎対策	4,200	4,100	100	2.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	49,481	50,859	△ 1,378	△ 2.7
二 公営企業債				
1 水道事業	4,474	4,336	138	3.2
2 工業用水道事業	222	178	44	24.7
3 交通事業	1,654	1,786	△ 132	△ 7.4
4 電気事業・ガス事業	178	164	14	8.5
5 港湾整備事業	461	544	△ 83	△ 15.3
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	4,117	317	7.7
7 市場事業・と畜場事業	462	2,098	△ 1,636	△ 78.0
8 地域開発事業	699	805	△ 106	△ 13.2
9 下水道事業	11,619	10,998	621	5.6
10 観光その他事業	94	114	△ 20	△ 17.5
計	24,297	25,140	△ 843	△ 3.4
合 計	73,778	75,999	△ 2,221	△ 2.9

(単位：億円、%)

項 目	平成28年度 計画額(A)	平成27年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 被災施設借換債	4	15	△ 11	△ 73.3
四 臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
五 退職手当債	800	800	0	0.0
六 国の予算等貸付金債	(317)	(365)	(△ 48)	(△ 13.2)
総 計	(317)	(365)	(△ 48)	(△ 13.2)
内 普通会計分	112,462	122,064	△ 9,602	△ 7.9
訳 公営企業会計等分	88,938	97,761	△ 8,823	△ 9.0
	23,524	24,303	△ 779	△ 3.2
資金区分				
公 的 資 金	46,495	52,400	△ 5,905	△ 11.3
財 政 融 資 資 金	28,335	32,690	△ 4,355	△ 13.3
地方公共団体金融機構資金	18,160	19,710	△ 1,550	△ 7.9
(国の予算等貸付金)	(317)	(365)	(△ 48)	(△ 13.2)
民 間 等 資 金	65,967	69,664	△ 3,697	△ 5.3
市 場 公 募	36,900	40,000	△ 3,100	△ 7.8
銀 行 等 引 受	29,067	29,664	△ 597	△ 2.0

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として44億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成28年度地方債計画④

(参考)

平成28年度地方債計画について

平成28年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は1兆2,082億円となり、前年度に比べて7,160億円、6.0%の減となっている。

このうち、普通会計分は8兆8,607億円で、前年度に比べて6,402億円、6.7%の減、公営企業会計等分は2兆3,475億円で、前年度に比べて758億円、3.1%の減となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆7,880億円（前年度に比べて7,370億円、16.3%の減）を計上している。

(3) 公共施設の最適配置の推進

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化や転用、除却に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業や転用事業に係る地域活性化事業、除却に係る地方債について増額している。

(4) 過疎対策事業の推進

引き続き、地方創生（特に「しごと」づくり）に寄与する事業を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,200億円を計上している。

(5) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業を5,000億円計上している。

(6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進す

ることとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(7) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(8) 退職手当債の延長

将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第5条の特例として退職手当債の措置を延長することとし、所要額を計上している。

(9) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額380億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

平成28年度地方債計画⑤

(参考1) 通常分・特別分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
	(A)	(B)	(A)	(B)		
普通会計分	88,938	97,761	△	8,823	△	9.0
通常分	42,258	43,811	△	1,553	△	3.5
特別分	46,680	53,950	△	7,270	△	13.5
臨時財政対策債	37,880	45,250	△	7,370	△	16.3
財源対策債	7,900	7,800		100		1.3
退職手当債	800	800		0		0.0
調 整	100	100		0		0.0
公営企業会計等分	23,524	24,303	△	779	△	3.2
総 計	112,462	122,064	△	9,602	△	7.9
通常分	65,782	68,114	△	2,332	△	3.4
特別分	46,680	53,950	△	7,270	△	13.5

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

(参考2) 地方債資金の構成内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度計画		平成27年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	46,495	41.3	52,400	42.9	△ 5,905	△ 11.3
財政融資資金	28,335	25.2	32,690	26.8	△ 4,355	△ 13.3
地方公共団体金融機構資金	18,160	16.1	19,710	16.1	△ 1,550	△ 7.9
(国の予算等貸付金)	(317)	-	(365)	-	(△ 48)	(△ 13.2)
民間等資金	65,967	58.7	69,664	57.1	△ 3,697	△ 5.3
市場公募	36,900	32.8	40,000	32.8	△ 3,100	△ 7.8
銀行等引受	29,067	25.8	29,664	24.3	△ 597	△ 2.0
合 計	112,462	100.0	122,064	100.0	△ 9,602	△ 7.9

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆100億円(前年度比3,100億円、4.2%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

臨時財政対策債

① 臨時財政対策債の導入以前(平成12年度まで)

各年度において地方財政全体での財源不足が見込まれる場合には、地方財政対策により補填措置を講じることとしている。

その際、交付税の増額によって財源不足額の全額を補填することが本来の望ましい姿であるが、交付税の原資である国税収入も不足している。

従前は、交付税特別会計借入金による地方交付税の増額を行い、その償還金を国と地方で折半して負担するいわゆる特会借入方式で対応してきた。

＜特会借入方式の問題点＞

- ・ 交付税総額の設定過程で整理されるため、個々の地方公共団体や住民にとって借入実態がわかりにくい。
- ・ 国の予算上においても特会借入は、国の財政実態をわかりにくくしている。

② 臨時財政対策債の導入(平成13年度以降)

◆ 特会借入方式の問題を解消し、地方の財源不足に対応する取組

地方財政法第5条の地方債の充当率を引き上げ（この分を財源対策債という。）、なお不足する分については国と地方が折半して補填することとし、国負担分は「一般会計からの繰入」、地方負担分は「個々の団体の特例地方債発行（臨時財政対策債）」という方式によって財源不足に対応。

◆ 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足のために発行する地方債、いわば地方交付税の代替財源という性格から普通交付税の算出方法に準拠している。

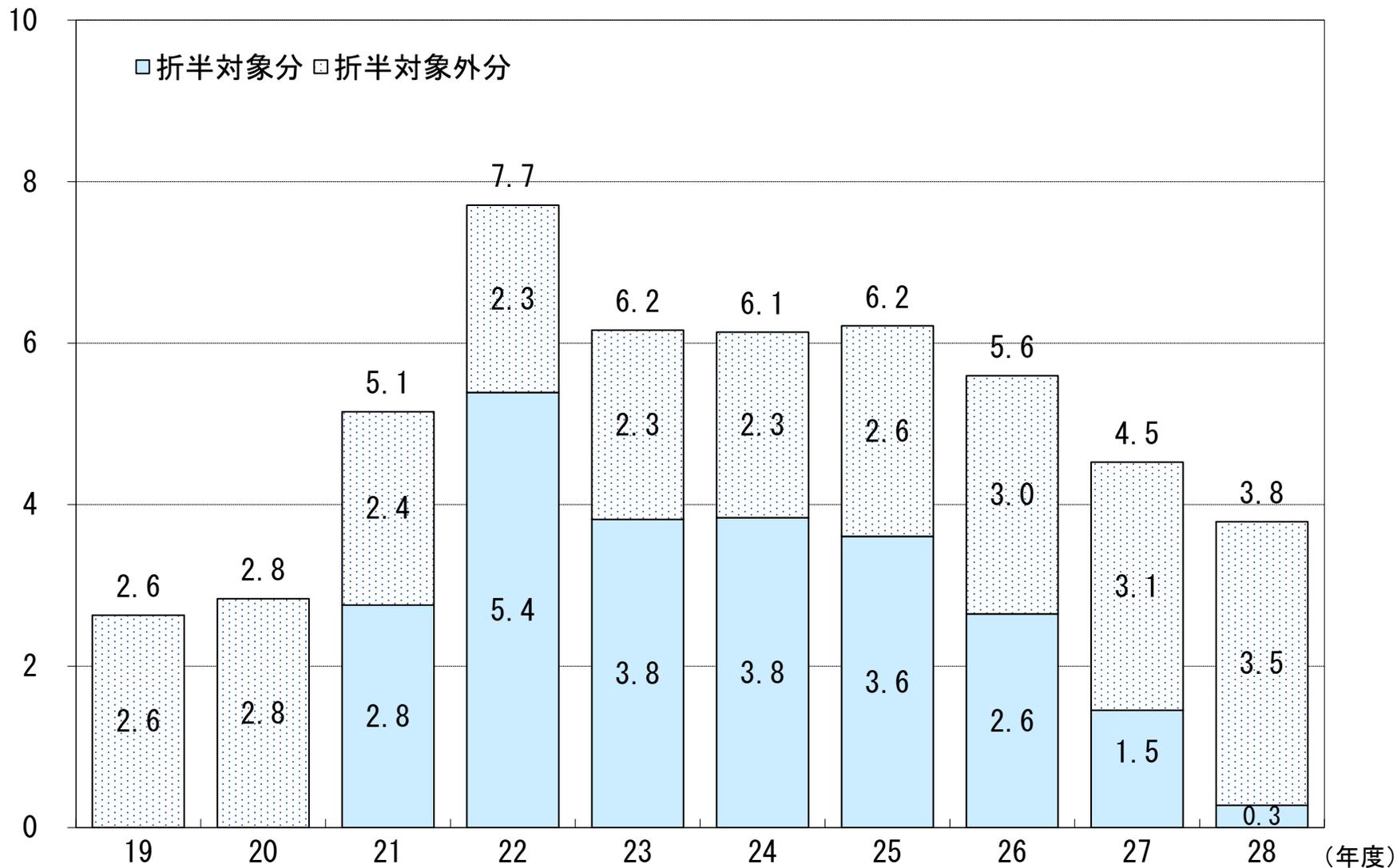
各団体における実際の財源不足額に応じることなく客観的な基準によって発行の限度額が定められるため、個別団体の財政規律に影響を与えない。

◆ 臨時財政対策債の元利償還金

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、後年度において普通交付税の基準財政需要額に全額算入。

臨時財政対策債の発行額（計画ベース）

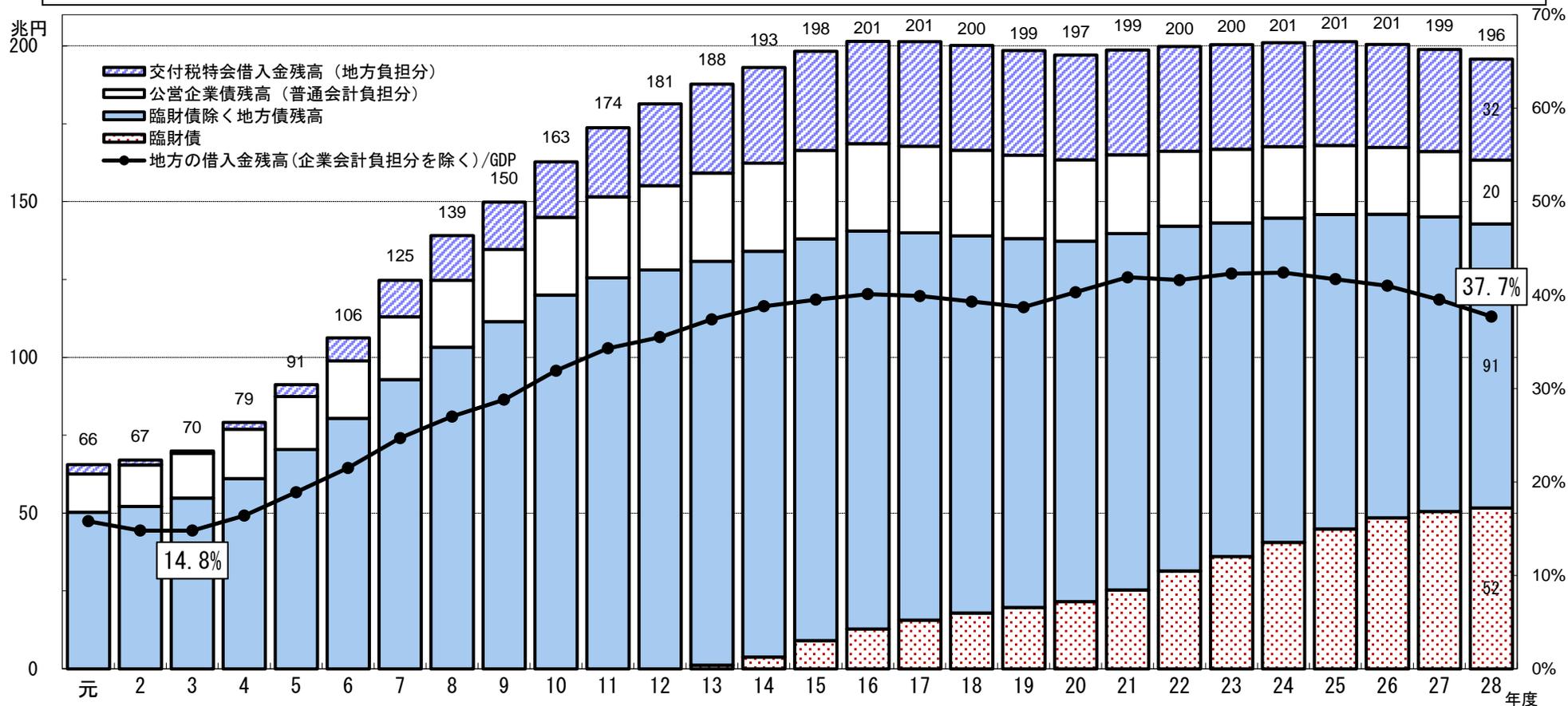
(兆円)



(※表示未満は四捨五入)

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、28年度末見込で約200兆円の借入金残高を抱えている。



- ※1 地方の借入金残高は、平成26年度までは決算ベース、平成27年度は実績見込み、平成28年度は年度末見込み。
- ※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成28年度については5,000億円計上

1. 対象事業 【地方単独事業((6)を除く)】

- (1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備
- 防災拠点施設（地域防災センター等）
 - 防災資機材等備蓄施設、拠点避難地
 - 非常用電源
 - 津波避難タワー、活動火山対策避難施設等
 - 避難路・避難階段
 - 指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設
 - 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
 - 緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
 - 消防団の機能強化を図るための施設・設備
 - 消防水利施設
 - 初期消火資機材

- (2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築
- 消防救急無線のデジタル化
 - 防災行政無線のデジタル化
 - 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
 - 高機能消防指令センター（デジタル化に伴い整備するもの等）
 - 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設

- (3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設
- 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転

- (4) 消防広域化事業
- 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象
 - 上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備
 - 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

- (5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化
- 指定避難所とされている公共施設及び公用施設
 - 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
 - 不特定多数の者が利用する公共施設
 - 社会福祉事業の用に供する公共施設
 - 幼稚園等
 - ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象

- (6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業

(※)防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成26年度から平成28年度（平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討）

公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定（平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間：10年以上
- ・全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

公共施設等総合管理計画の策定状況

- ・平成27年10月1日現在の調査によれば、すべての都道府県、指定都市及び市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。
- ・平成28年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.2%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

公共施設最適化事業債等による財政支援

背景

地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、地方公共団体におけるこれらの取組を後押しするため、平成27年度から新たな地方債措置を創設。

事業概要

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、地方債(公共施設最適化事業債)を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、地域活性化事業債の対象とする。

公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)

- 【期間】平成27年度からの3年間
(平成30年度以降に継続するかどうかは改めて検討)
- 【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%
- 【平成28年度地方債計画計上額】1,130億円
- ※ 庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外
 - ※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
 - ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

地域活性化事業債(転用事業)

- 【期間】平成27年度からの3年間
(平成30年度以降に継続するかどうかは改めて検討)
- 【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：30%
- 【平成28年度地方債計画計上額】110億円
- ※ 転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外
 - ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

【参考】その他の地方財政措置

平成26年度から講じていた計画策定費に係る特別交付税措置及び計画に基づく公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、平成28年度も引き続き講じる。

特別交付税措置(計画策定費)

- 【期間】平成26年度からの3年間
- 【措置率】交付税措置率：50%

除却事業に係る地方債(地方財政法を改正し創設)

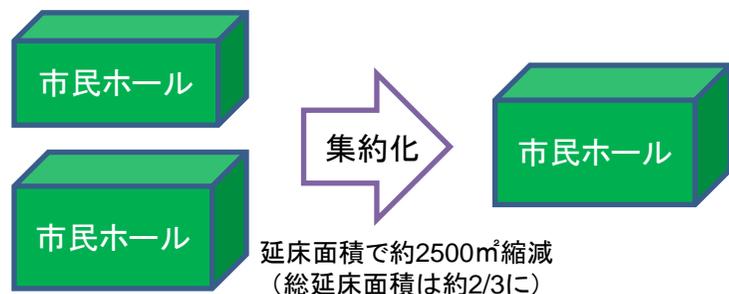
- 【期間】平成26年度以降当分の間
- 【充当率】地方債充当率：75%(資金手当)
- 【平成28年度地方債計画計上額】480億円

公共施設最適化事業債等の活用事例

集約化・複合化の取組例(公共施設最適化事業債)

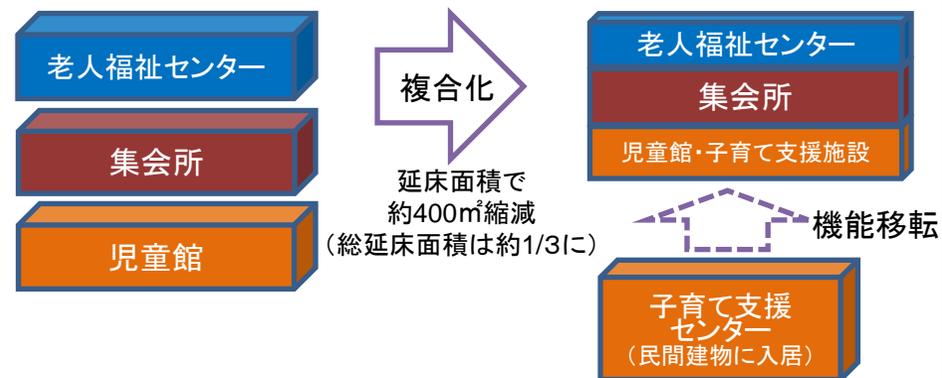
①【集約化事業】

資産の効率利用及び総量縮減の観点から、老朽化している市民ホールと、施設機能が類似し、近接して立地している市民ホールを1つに**集約化**



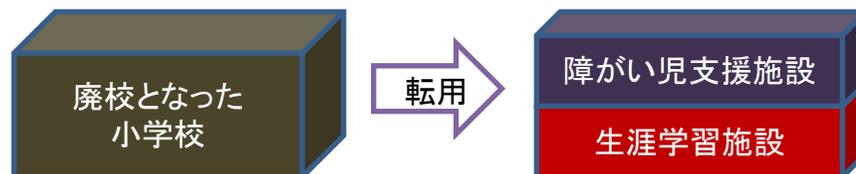
②【複合化事業】

老人福祉センターに、点在する児童館等やこれまで借上げていた子育て支援施設を**複合化**することで、**維持管理コストを削減**するとともに多目的での利用により世代間交流を促進



転用の取組例(地域活性化事業債)

廃校となった小学校を、障がい児支援施設と生涯学習施設に転用することで有効活用



地域活性化事業債の見直し

○ 平成28年度からの見直し内容

- ① 「連携中枢都市圏構想の推進」に資する事業の創設
- ③ 「ホストタウンの推進」に資する事業の創設

- ② 「定住自立圏構想の推進」に資する事業の見直し
- ④ 「住民生活に光をそそぐ事業」の廃止

平成27年度

1. 地域の活性化のための基盤整備事業

- (1) 地域経済循環を創造することに資する事業
 - ① 地域経済循環の創造
 - ② 人材力の活性化
 - ③ 地域の歴史文化資産の活用
 - ④ いのちと生活を守る安心の確保

(2) 定住自立圏構想の推進に資する事業【見直し】

定住自立圏共生ビジョンに明確に位置付けられている、基幹的施設やネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等であって、圏域全体で生活機能等を確保するために必要不可欠なものの整備

(3) 住民生活に光をそそぐ事業(H27までの時限)【廃止】

- ① 地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立の支援
地域の消費者の安全・安心の確保や誰もが地域に必要な支援を受け、自立した生活が営める環境の整備として行う、児童養護施設、子育て相談施設、ボランティア支援センター等の機能強化
- ② 知の地域づくり
技術や人材の育成、教育の充実を図るために必要な環境の整備として行う、図書館、試験研究機関等の機能強化

2. 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の転用事業

平成28年度

1. 地域の活性化のための基盤整備事業

- (1) 地域経済循環を創造することに資する事業
 - ① 地域経済循環の創造
 - ② 人材力の活性化
 - ③ 地域の歴史文化資産の活用
 - ④ いのちと生活を守る安心の確保

(2) 活力ある経済・生活圏の形成の推進に資する事業

① 連携中枢都市圏構想の推進【創設】

連携中枢都市圏ビジョンに明確に位置付けられた事業であって、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備

② 定住自立圏構想の推進【見直し】

定住自立圏共生ビジョンに明確に位置付けられている、基幹的施設やネットワーク形成に資する「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る事業であって、圏域全体で都市機能・生活機能を確保するために必要不可欠なものの整備

(3) ホストタウンの取組の推進に資する事業【創設】

ホストタウンとして登録され、かつ、公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を、各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業

2. 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の転用事業

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設 <ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 	

2 地方債計画額

平成28年度4, 200億円(対前年度(当初)100億円、2.4%増)

平成27年度4, 100億円(当初)、4, 240億円(改定後)

退職手当債の延長について

- 団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の急増に対処するため、地方財政法第5条の特例として退職手当債を10年間（平成18年度～平成27年度）措置してきたところ。
- 全体としては退職手当額のピークを越えたところであるが、個別には退職手当の負担の大きい団体が依然として残っているほか、教育職員の退職のピークをこれから迎えることにより退職手当額が高止まりする状況にあることを踏まえ、退職手当債の発行抑制を図りつつ、退職手当債の特例期間を10年間延長する。

1. 発行可能団体

退職手当の負担が標準を上回る団体で、定員管理・給与適正化計画を定め、人件費の削減に取り組む団体

2. 発行対象額

当該団体の退職手当額が標準的な退職手当額を上回る額の範囲内で、かつ、定員管理・給与適正化計画の策定を通じた人件費の削減額の範囲内

なお、退職手当債の発行抑制を図る観点から、発行可能額の算定方法の見直しを行う

3. 対象期間

平成28年度～平成37年度までの10年間

4. 充当率等

- ・ 充当率 100%
- ・ 資金 民間等資金

5. 平成28年度地方債計画計上額

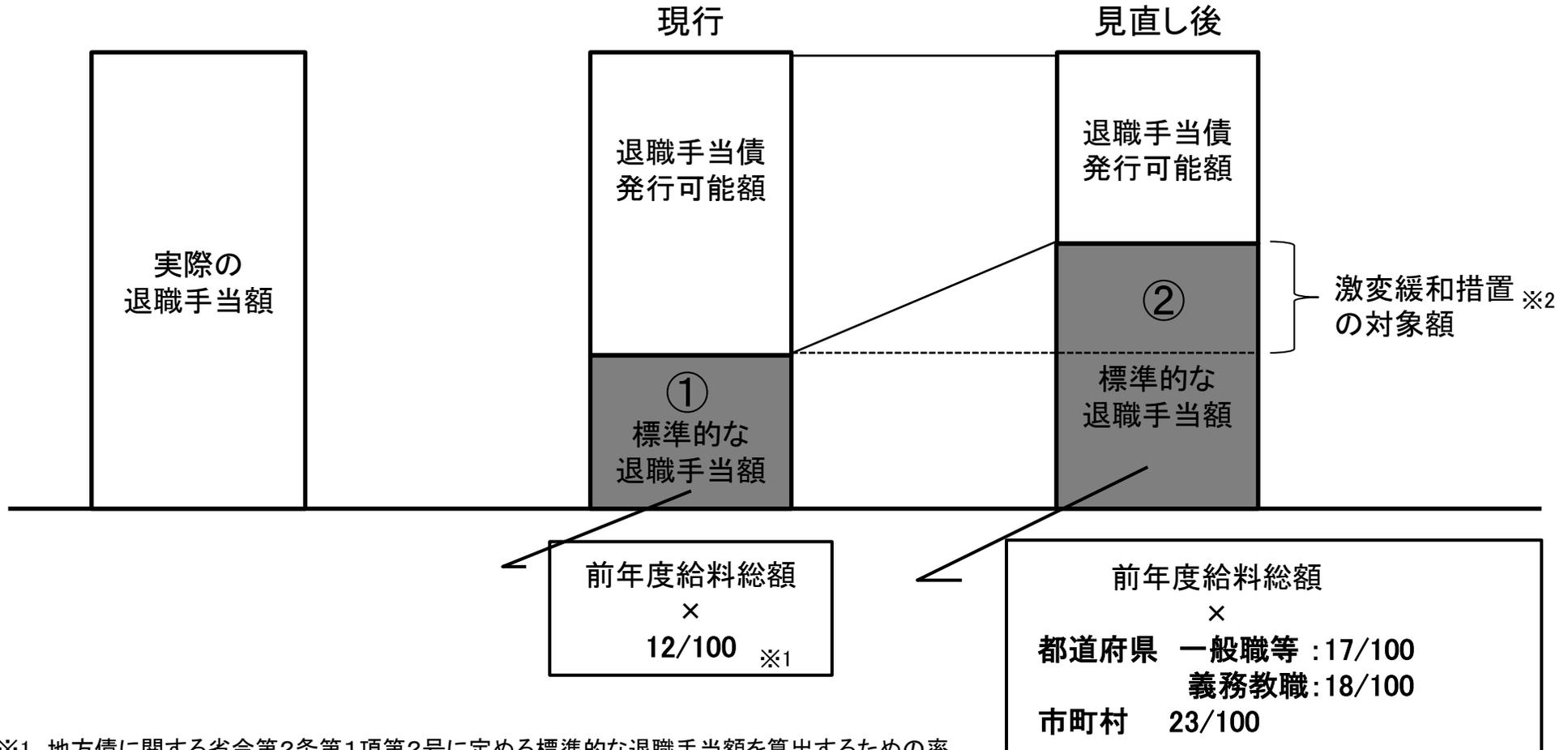
800億円

6. その他

退職手当債の特例期間を延長するため、地方財政法を改正

退職手当債の発行可能額の算定方法の見直しイメージ

- 発行可能額の算定に用いる標準的な退職手当額を算出するための率を直近の数値に引き上げるなどの見直しを実施。
- 併せて、この見直しにより、地方団体の財政運営に支障が生じないように、所要の激変緩和措置を講じる。



※1 地方債に関する省令第2条第1項第2号に定める標準的な退職手当額を算出するための率。

※2 激変緩和措置として、② - ①の額にH28年度 0.8、H29年度 0.5、H30年度 0.2を乗じた額を加算。

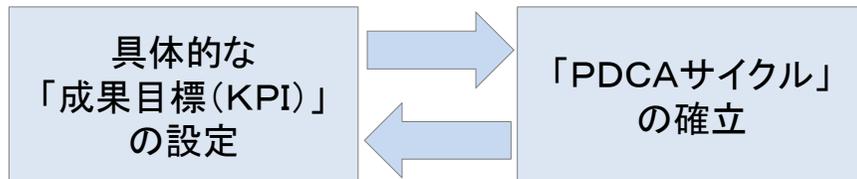
※3 上記激変緩和措置を講じても、なお退職手当の合計額が多額であることにより財政の安定が損なわれるおそれがあると認められる場合に限り、総務大臣が定める額を加算。

地方創生の深化のための新型交付金の地方財政措置

内閣府資料
を一部加工

事業概要・目的

- 28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金「地方創生推進交付金（1,000億円）」（補助率：1／2）を内閣府において創設
- ① 自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

① 先駆性のある取組

- ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

② 既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・ 自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③ 先駆的・優良事例の横展開

- ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

地方財政措置

- 「地方創生推進交付金」に係る事業の地方負担については、地方財政計画の歳出に計上される「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」とは別に、地方財政措置を講じる
- ソフト事業のうち概ね5割程度は、標準的な経費として普通交付税（地域振興費）により、残りは事業費に応じて特別交付税により措置される予定
- ハード事業については、地方債（一般補助施設整備等事業債）の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%
※（旧）地域再生基盤強化交付金の3事業（道路、汚水処理施設、港湾）の地方財政措置は、従来どおりの措置

地方債の元利償還金に対する交付税措置の考え方

- 地方債の元利償還金に対する交付税措置については、平成13年度の「骨太の方針」において、「地方団体の負担意識を薄める仕組みを縮小」すべきと指摘されたことなどを踏まえ、これまで順次、廃止・縮減を行ってきた。
- 地方債の元利償還金に対する交付税措置は、現在、以下に該当するものに限定して行っている。

括弧内の数値
左側：地方債充当率、
右側：元利償還金の交付税算入率

・ 防災・減災対策など国民の生命、安全にかかわるもの

(事業例) 災害復旧事業(100% - 95%等)、緊急防災・減災事業(100% - 70%)、防災対策事業(75% - 30%等)

・ 全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの

(事業例) 直轄ダム(90% - 50%)、新直轄高速自動車国道(90% - 50%)、整備新幹線(90% - 50%等)、
沖縄振興特別推進交付金事業(100% - 50%)

・ 国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するもの(措置年限等を限定した上で措置)

(事業例) 辺地対策事業(100% - 80%)、過疎対策事業(100% - 70%)、公共施設最適化事業(90% - 50%)

【参考】平成27年3月6日 衆議院予算委員会 大臣答弁(抄)

例えば地方債の元利償還金、これに対して交付税措置をする、モラルハザードを起こすんじゃないかと、今の仕組みについていろいろおっしゃっていただきましたけれども、これまでもこれは順次廃止、縮減を行ってまいりました。

今、例えば、元利償還金に対して交付税措置をやっている、建設地方債についてそういう扱いをしているのは、防災・減災対策など国民の生命、安全にかかわるもの、それから全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、例えば整備新幹線など、こういったものに絞り込んで、あと、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものにも、年限等を付した上で限定して行ってきたしております。

2 地方債制度の見直しについて

地方債制度の変遷

平成18年4月 許可制から協議制に移行

<経緯>

平成10年5月

「地方分権推進計画」の閣議決定

平成12年4月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率)

18%

協議	早期是正措置としての地財法許可	
	公債費負担適正化計画	

※ 地財法…地方財政法(昭和23年法律第109号)

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の全面施行

(実質公債費比率)

18%

25%

35%

協議	早期是正措置としての地財法許可		健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)



平成24年4月 届出制の導入

<経緯>

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行

(実質公債費比率)

16%

18%

25%

35%

事前届出(公的資金は協議)	協議	早期是正措置としての地財法許可		健全化法許可
		公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)	財政再生計画(財政再生)

関係法令等

＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄＞

附 則

(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行※後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方
財政法の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性
を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する
国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※平成24年2月1日施行

(参考) 第2次一括法に対する附帯決議について

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月11日衆議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月26日参議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

[地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由(平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本内閣大臣答弁のポイント)]

- ① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
- ② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の主な意見

協議不要基準の緩和(届出の対象拡大)に関する意見

- ・ 信用力が担保されるのであれば、団体の自由度も高まることから、協議不要基準の緩和は望ましい。
- ・ 実質公債費比率に係る協議不要基準16%は、許可基準18%ほど信用力の観点からは強く意識されていないと認識している。
- ・ ストック指標である将来負担比率に係る協議不要基準は400%に緩和しても、財政状況は他のフロー指標で捕捉されており、問題ないのではないか。
- ・ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率に係る協議不要基準は、0%に重要な意味があり、変更すべきでない。
- ・ 届出制度導入以降も各団体は財政規律を守るよう財政運営しているので、協議不要基準額を廃止しても問題ないのではないか。
- ・ 後年度に実質公債費比率、実質赤字比率等の指標に反映されるため、残った基準によるチェックをしっかりとやれば、更なる量的な制限を設ける必要はない。

公的資金に係る届出制度の導入に関する意見

- ・ 公的資金は資金調達能力が弱い団体に優先して配分すべきであり、セーフティーネットとしての役割があるため、公的資金に係る届出制度の導入は行うべきではない。
- ・ 貸手責任で配分調整を行う場合、財政力の弱い一般の市町村に適切に資金が配分されるか不安。また、団体の業務量が増加し、負担感が生じる可能性のある方法は避けていただきたい。
- ・ 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、別の形で既に配分調整がなされているので、届出制度の対象としても良いのではないかと。

許可基準の緩和に関する意見

- ・ 財政状況が悪化した場合の国の関与は重要であり、地方債発行に係る許可基準は変更すべきでない。
- ・ 国際的にも金融機関に対する規制は厳しくなる傾向であり、現時点で許可基準を緩和することには慎重であるべきではないかと。

地方債制度の抜本的見直し

見直しの背景

- 届出制導入（平成24年度）後3年の地方債制度の施行状況を勘案し、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、抜本的な見直しを行うこととされている。

＜第2次分権一括法 附則＞

第123条（前略）施行後の3年を経過した場合において、（中略）施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 市場関係者等の意見※を踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトゼロを引き続き維持する観点から、地方債制度を以下の通り抜本的に見直す。〔地方財政法を改正〕

※平成26年11月より「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催

抜本的見直しの内容

- 地方債（公的資金を充当するものを除く）については、協議不要基準を緩和し、現在の協議対象を、原則届出対象化。許可基準については、地方債に対する信用を維持するため、変更せず。

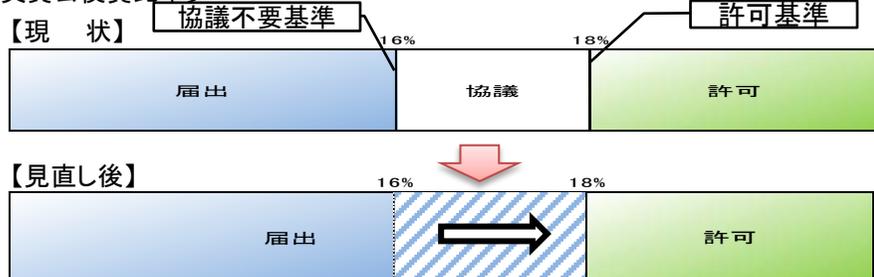
※ 見直し後の届出対象団体は、1,741団体／1,788団体（97.4%）（平成26年度実績による試算）

- ・ 実質公債費比率：16%⇒18% ・ 将来負担比率：300%（200%）⇒400%（350%）（内は市町村（指定都市を除く））※
- ・ 協議不要基準額（基準額を当該年度の地方債発行予定額が超えると協議対象となる。）：廃止
- ・ 実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率：変更せず※

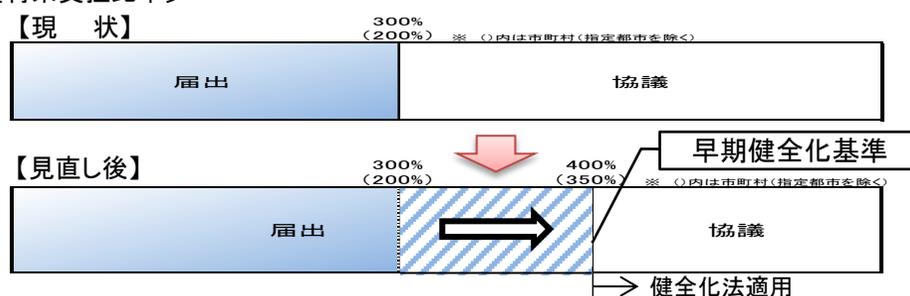
※地方債全体に対する信用維持の観点から、早期健全化団体及び赤字団体等については、引き続き協議対象。

- 公的資金を充当する地方債については、地方公共団体の資金調達能力を踏まえた適切な資金確保を行う必要があるため、引き続き届出の対象外。ただし、特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、新たに届出対象化。

〔実質公債費比率〕



〔将来負担比率〕



各指標に係る協議不要基準の見直し

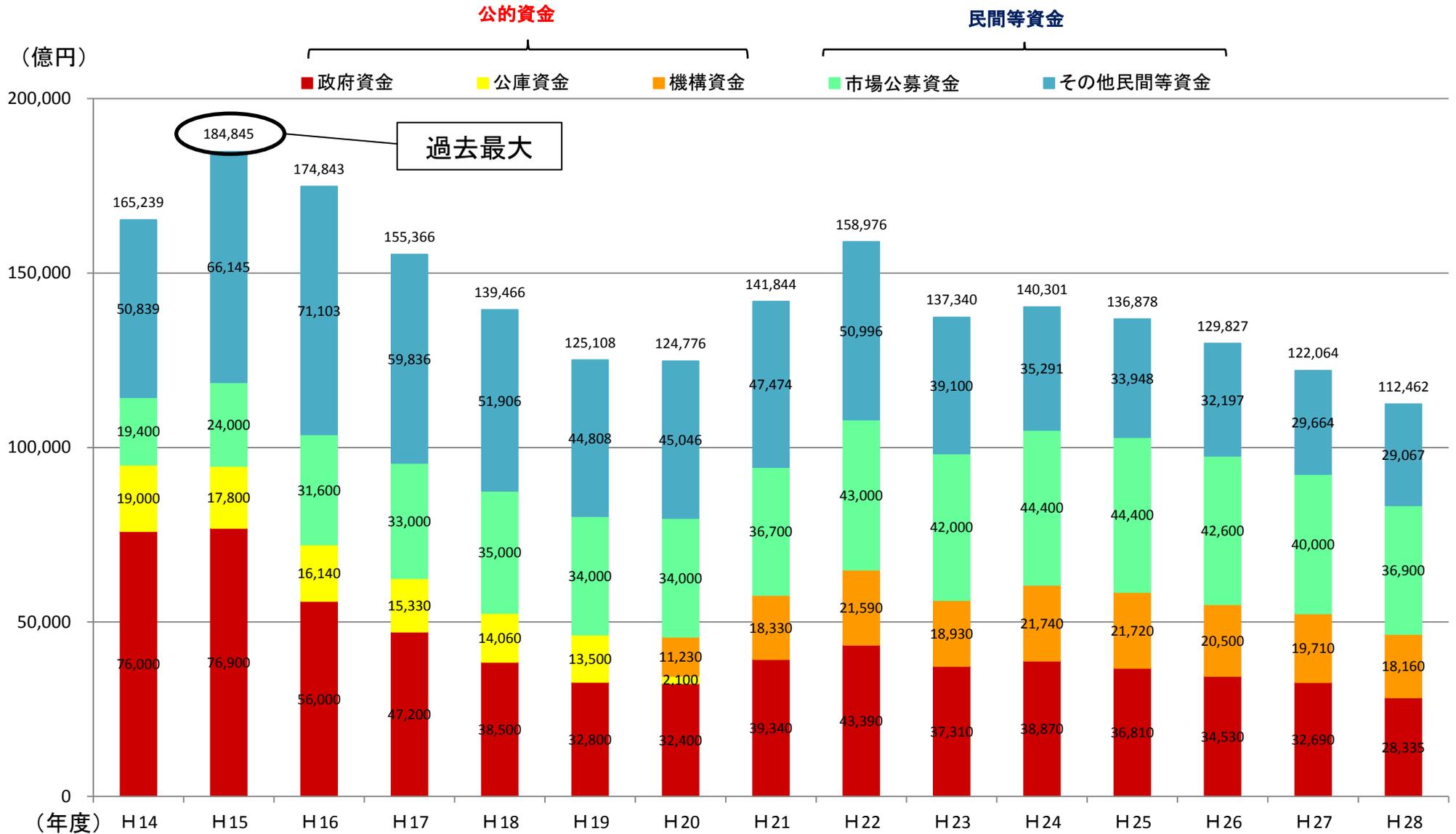
各指標	現行	見直し後	見直しの考え方
実質公債費比率	16%未満	<u>18%未満</u>	現在の協議対象を全て届出対象化。
将来負担比率	300%以下 (200%以下) <small>(内は市町村(指定都市を除く))</small>	<u>400%未満</u> <u>(350%未満)</u> <small>(内は市町村(指定都市を除く))</small>	現在の協議対象を届出対象化。ただし、健全化法の早期健全化団体まで協議不要の対象とすることは、 <u>問題なしとは言えないため、早期健全化基準以上は、引き続き協議の対象。</u>
協議不要基準額	当該年度の地方債発行 予定額が、協議不要準 額以下	廃止	届出制度導入後、急激な財政悪化を招くような過度な地方債発行はなされておらず、 <u>地方団体の財政状況は実質公債費比率等の指標で十分チェックできること、議会や住民のチェックにより過度な地方債発行がなされる心配は低いこと等により、廃止。</u>
実質赤字比率	0%	0%	<u>赤字や資金不足が発生している団体まで協議不要の対象とすることは適当でないため、変更せず。</u>
資金不足比率	0%	0%	
連結実質赤字比率	0%	0%	

<参考> 各指標の概要

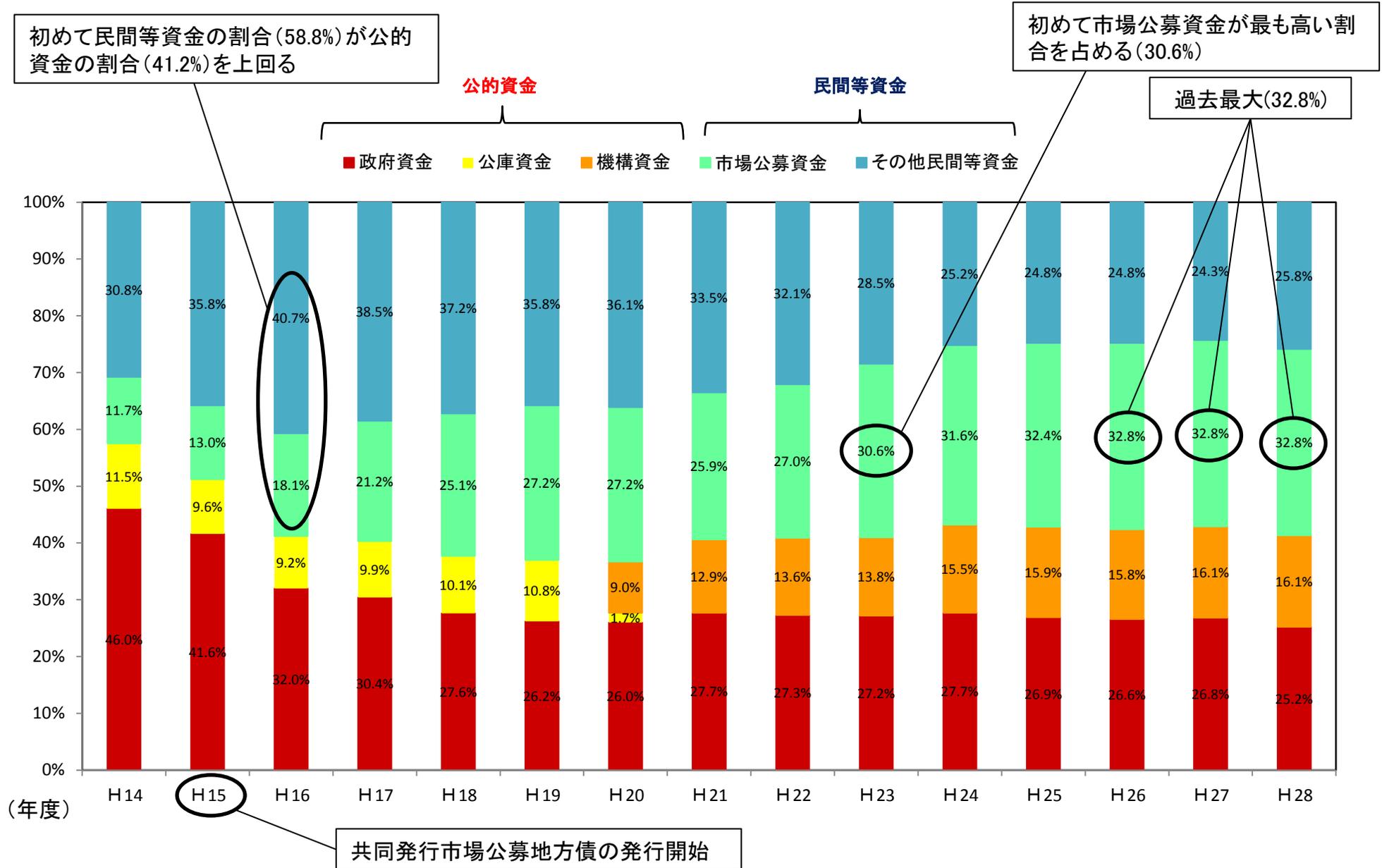
各指標	概要
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率 ※地方債の返済額(これに準じる負担額を含む)の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ \text{(3か年平均)} \end{array} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
<p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※地方債等の将来支払っていく可能性がある負担の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の程度を示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{将来負担比率} \\ \end{array} = \frac{\text{将来の負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
<p>協議不要基準額</p>	<p>届出制度導入により国等の関与が縮減されることによって、地方債発行額が急増し、急激に財政状況が悪化する地方公共団体が発生する可能性を考慮し、地方債全体に対する信用維持の観点から、補完的に設けられた地方債発行の量的基準 ※届出が可能な当該年度の地方債発行予定額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債を除く。)の上限(標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%)を示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{協議不要基準額} \\ \end{array} = ((\text{標準財政規模} + \text{公営企業の事業の規模}) \text{の当該年度前3年度平均}) \times 25 / 100 \right]$
<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ※一般会計等の赤字の程度を指標化し、一般会計等の財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{実質赤字比率} \\ \end{array} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$
<p>資金不足比率</p>	<p>公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率 ※公営企業会計の資金不足の程度を指標化し、公営企業会計の財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{資金不足比率} \\ \end{array} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \right]$
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率 ※全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{連結実質赤字比率} \\ \end{array} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$

3 地方債資金について

地方債計画額（当初）の推移（資金別）



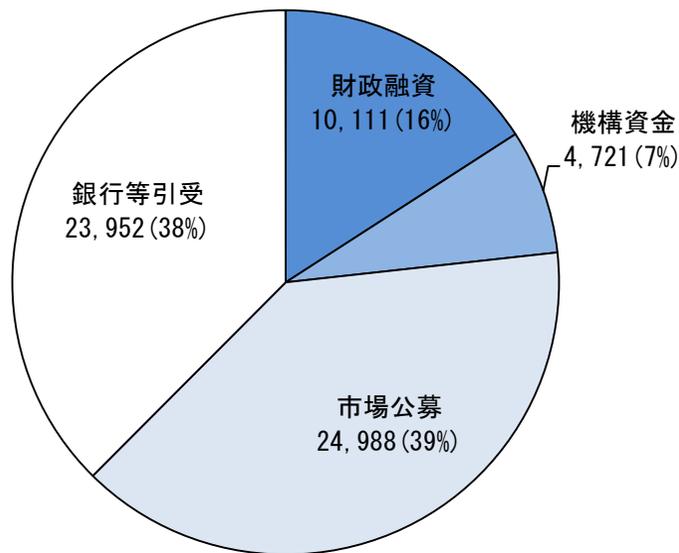
地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



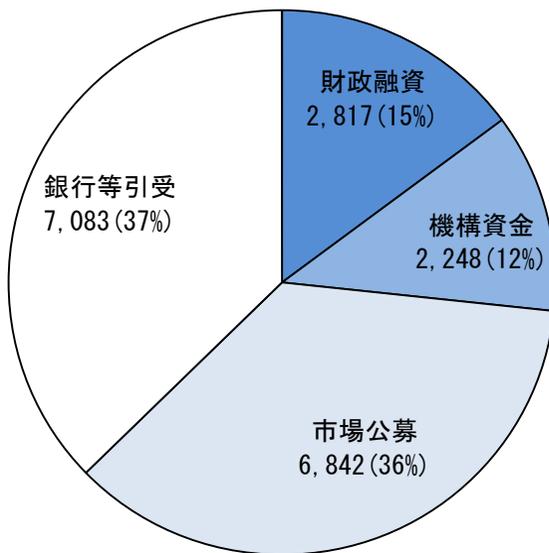
都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成26年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあっては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなっている。
- ・市町村・特別区にあっては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなっている。

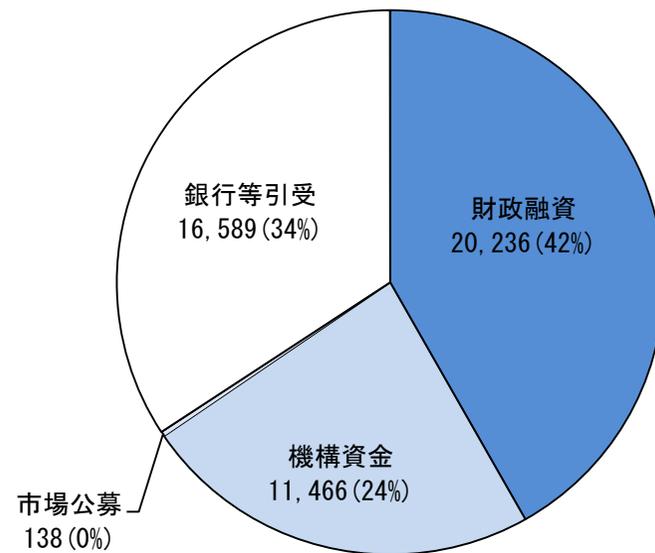
都道府県
(6兆3,772億円)



指定都市
(1兆8,990億円)



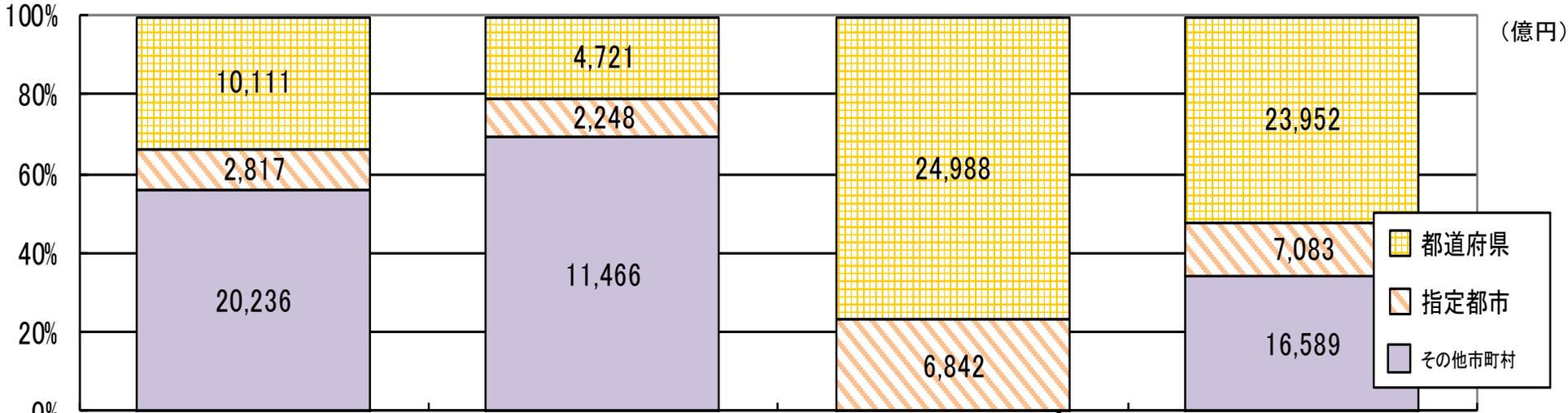
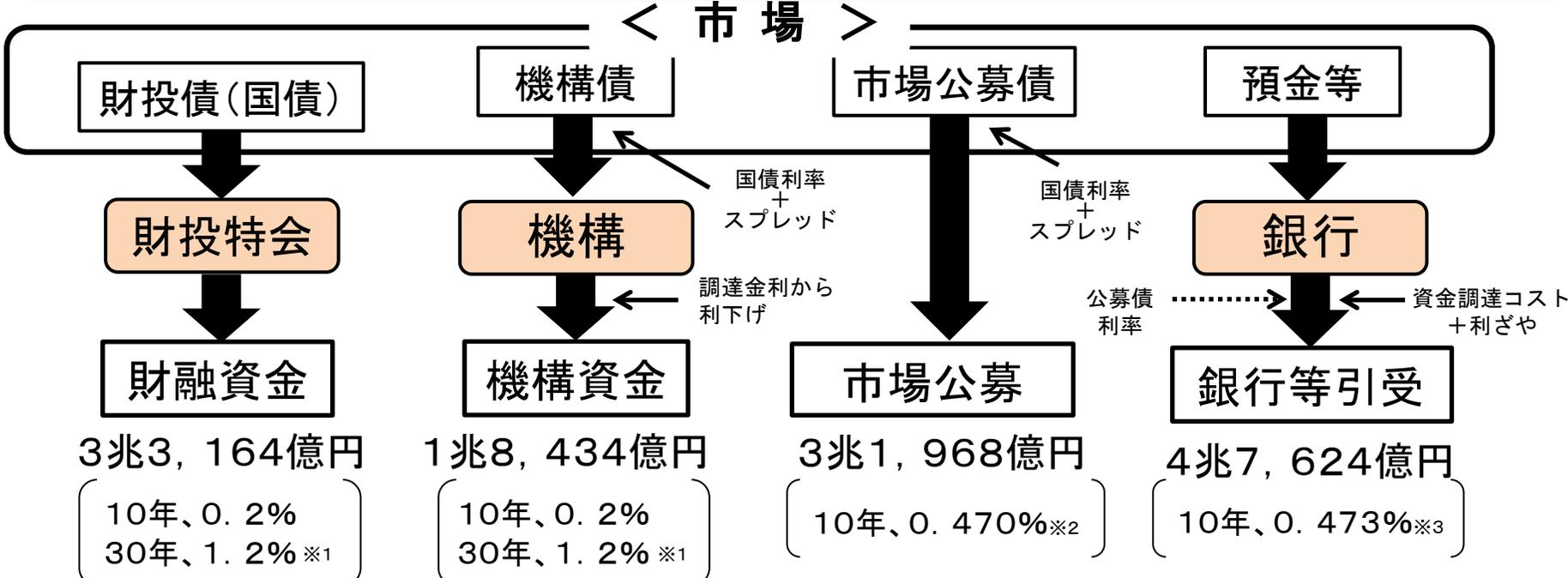
市町村・特別区
(4兆8,428億円)



(単位: 億円)

合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
131,191	33,164	18,434	31,968	47,624

地方債の資金別発行額 (H26年度ベース) について



※1 財融資金、機構資金の利率は、H27. 3月時点の数値。
 ※2 市場公募債の利率は、H27. 3月債の共同発行市場公募地方債の数値。
 ※3 銀行等引受資金(10年満期一括)の利率は、H27. 3月発行時の加重平均(証券・証書計)。

地方公共団体金融機構の基本的な仕組み

資本市場における 確固たる信認

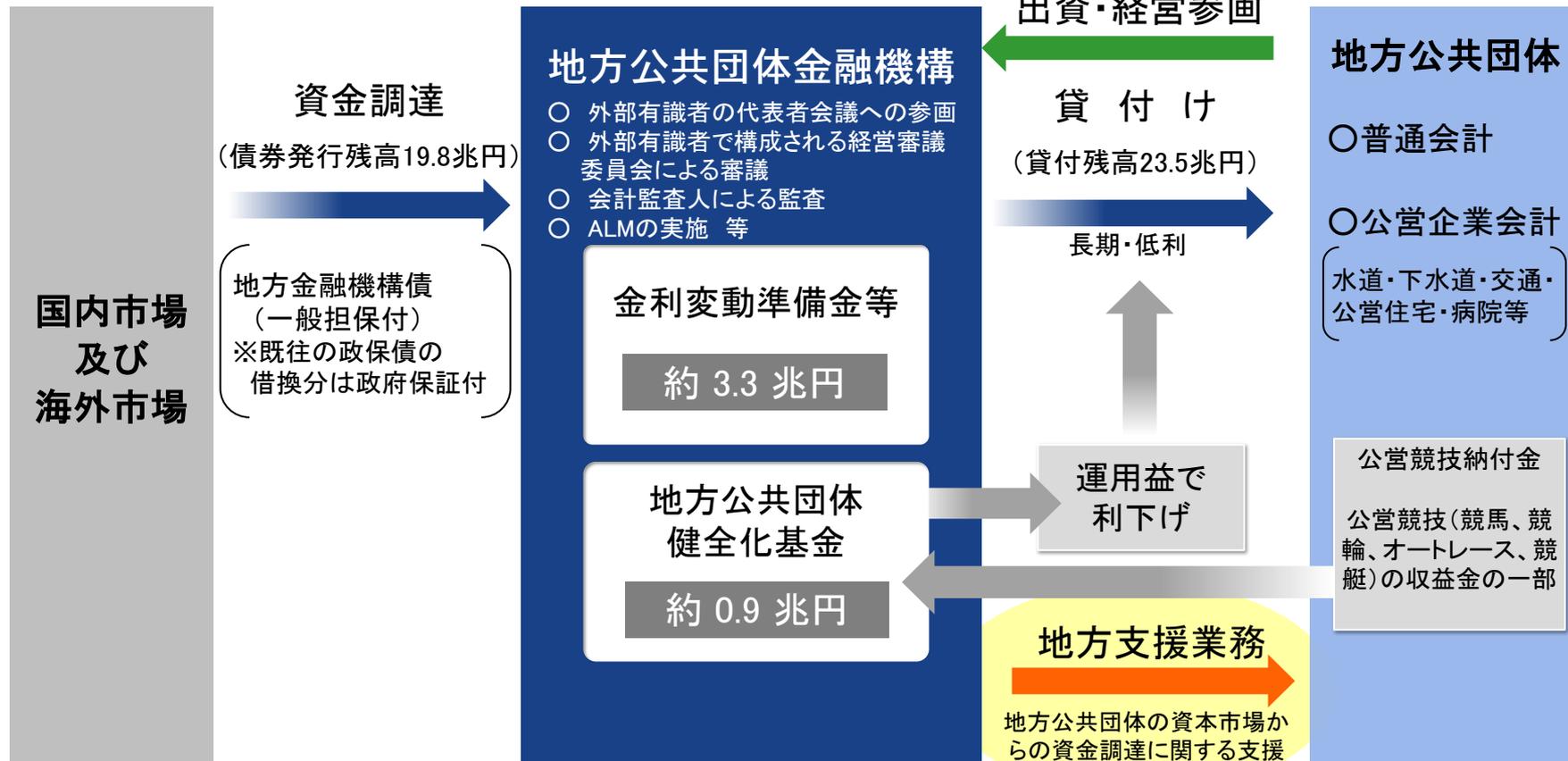
→ スケールメリットを活かした
効率的な資金調達
を安定的に実現

責任あるガバナンスの確保

→ 地方三団体選任委員
による代表者会議

地方の資金需要への 積極的な対応

→ 長期・低利資金の
安定的な供給



※計数は平成28年3月末時点

機構法附則第25条に基づく機構の業務の在り方の検討

- 機構法附則第25条において、「政府は、平成29年度末を目途として、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」とされている。

<地方公共団体金融機構法（抄）>

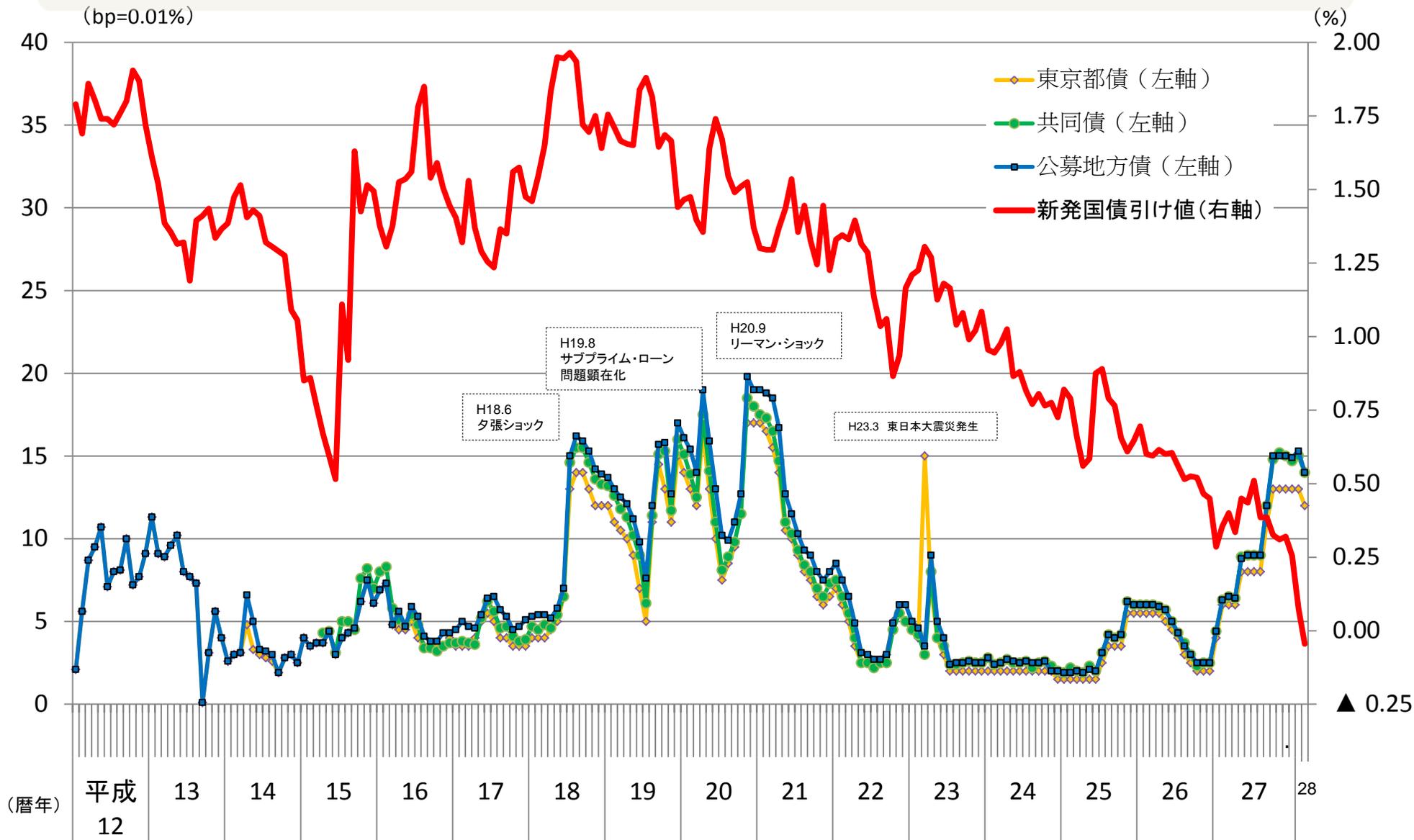
（平成十九年五月三十日法律第六十四号）

附則（検討）

第二十五条 政府は、平成二十九年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならない。

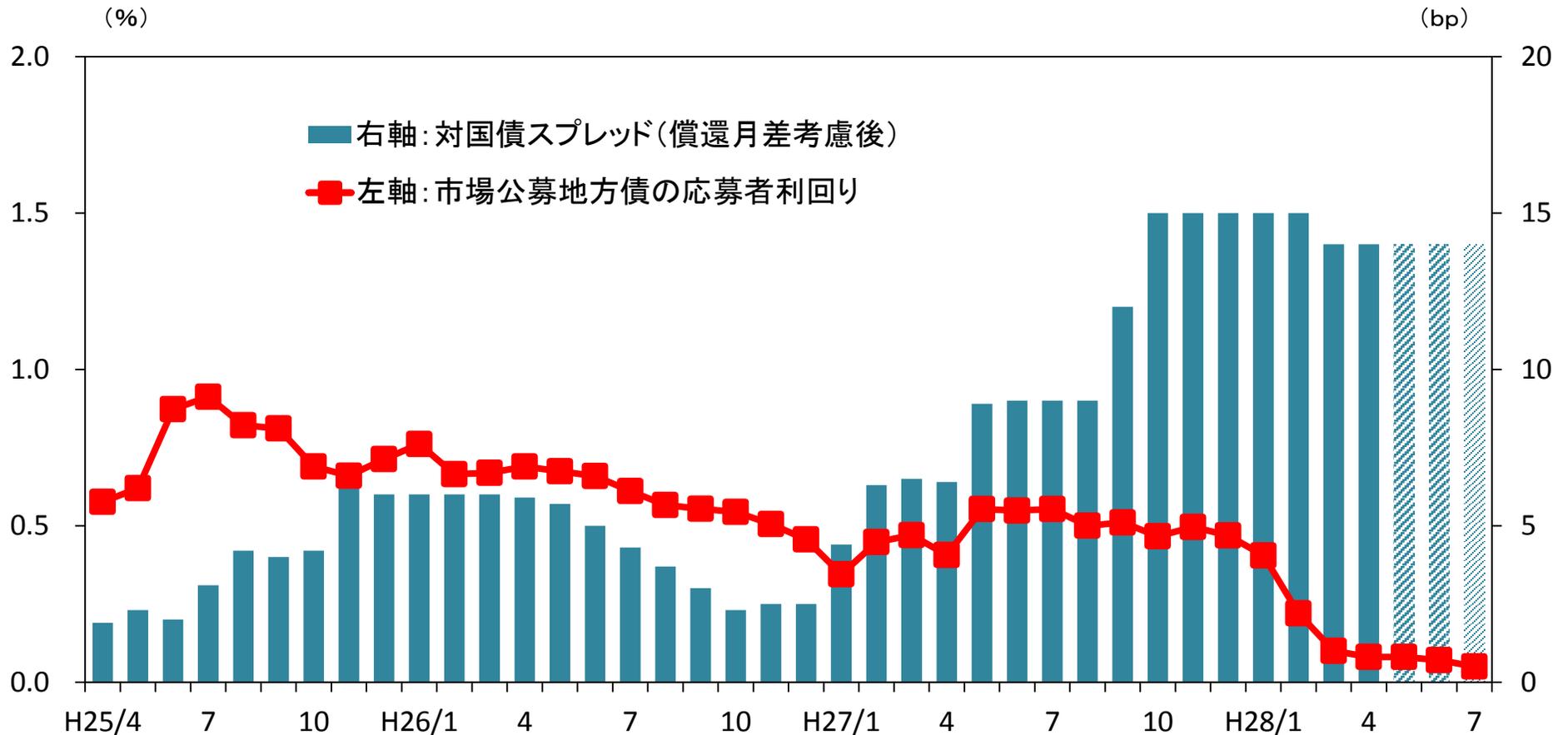
10年新発国債利回りと10年地方債の対国債スプレッド推移（～28/3月）



※ 公募地方債は、平成18年8月までは統一条件交渉方式により決定。平成18年9月以降は、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債カーブスプレッドを算出している。

共同債の応募者利回りとスプレッドの推移

近年では日銀による金融緩和を受け、10年国債の金利が低下した結果、利回りの絶対値を求める投資家需要により、地方債の対国債でのスプレッドは拡大しているものの、応募者利回りは、低位で推移している。なお、28/5月債以降は、絶対値でのプライシングが続いている。



(※)28/5月債以降における対国債スプレッドは、長期金利の動向次第で、スプレッドプライシングが有効であった場合の仮水準

平成28年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

[地方債計画計上額]

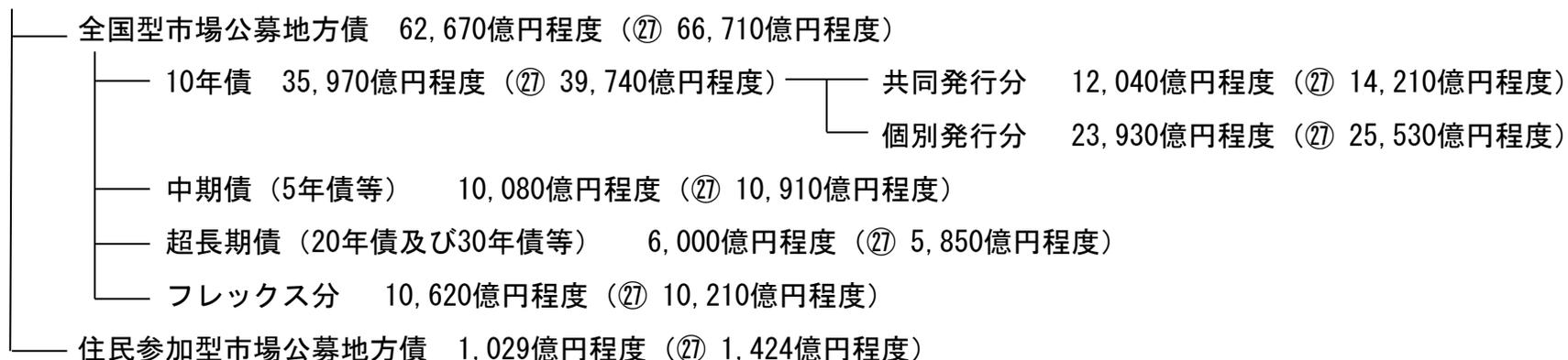
市場公募地方債 3兆6,900億円
 (地方債計画総額に占める構成比 H^⑳ 32.8% → H^㉑ 32.8%)

(1) 全国型市場公募地方債 3兆5,400億円 (前年度 3兆8,000億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 1,500億円 (前年度 2,000億円)

〈参考1〉平成28年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 63,699億円程度 (㉒ 68,134億円程度)



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

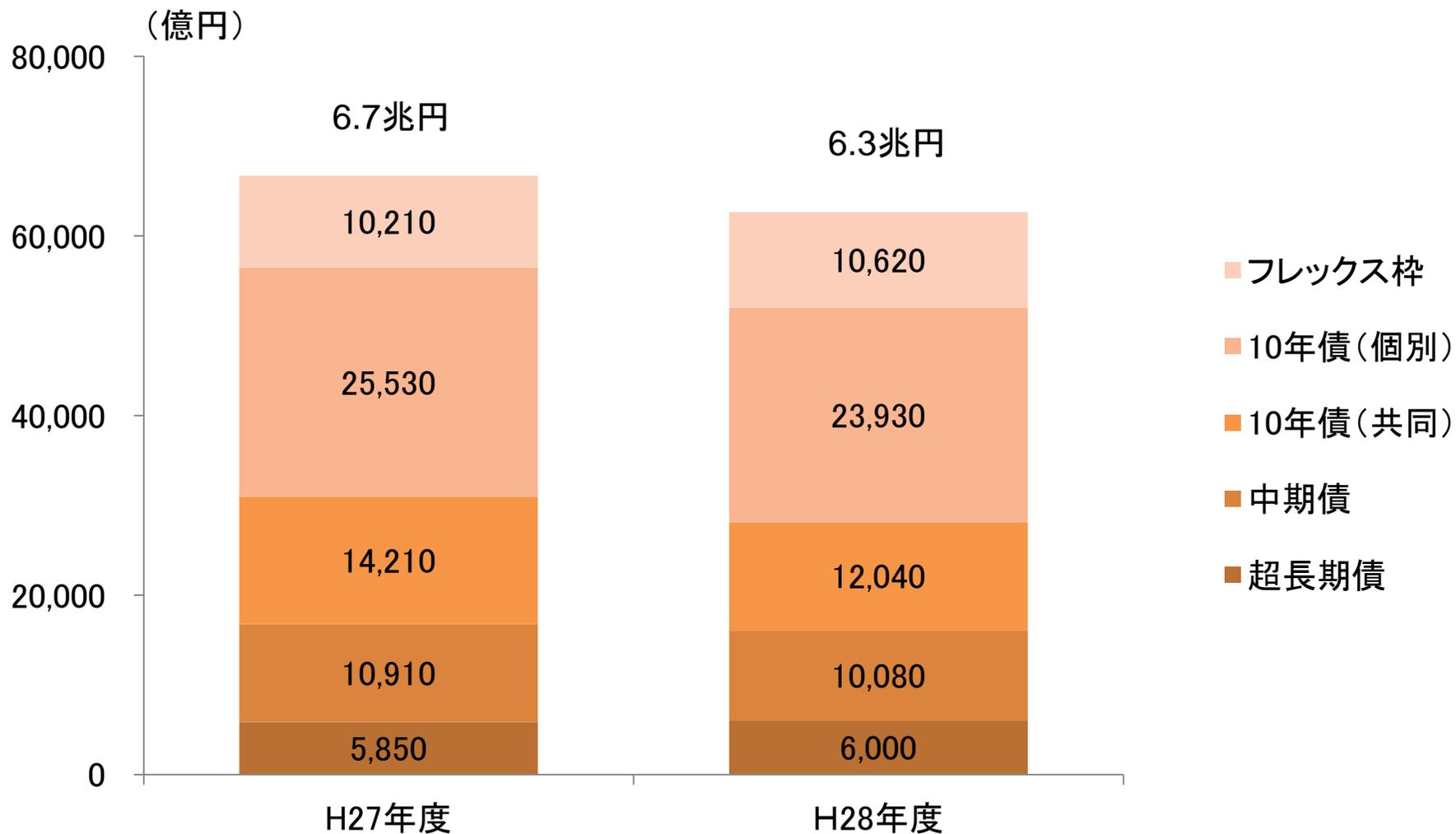
(注3) 上記数値は、各年度4月に行った報道発表時点の計画ベースの数値。

〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位：兆円)

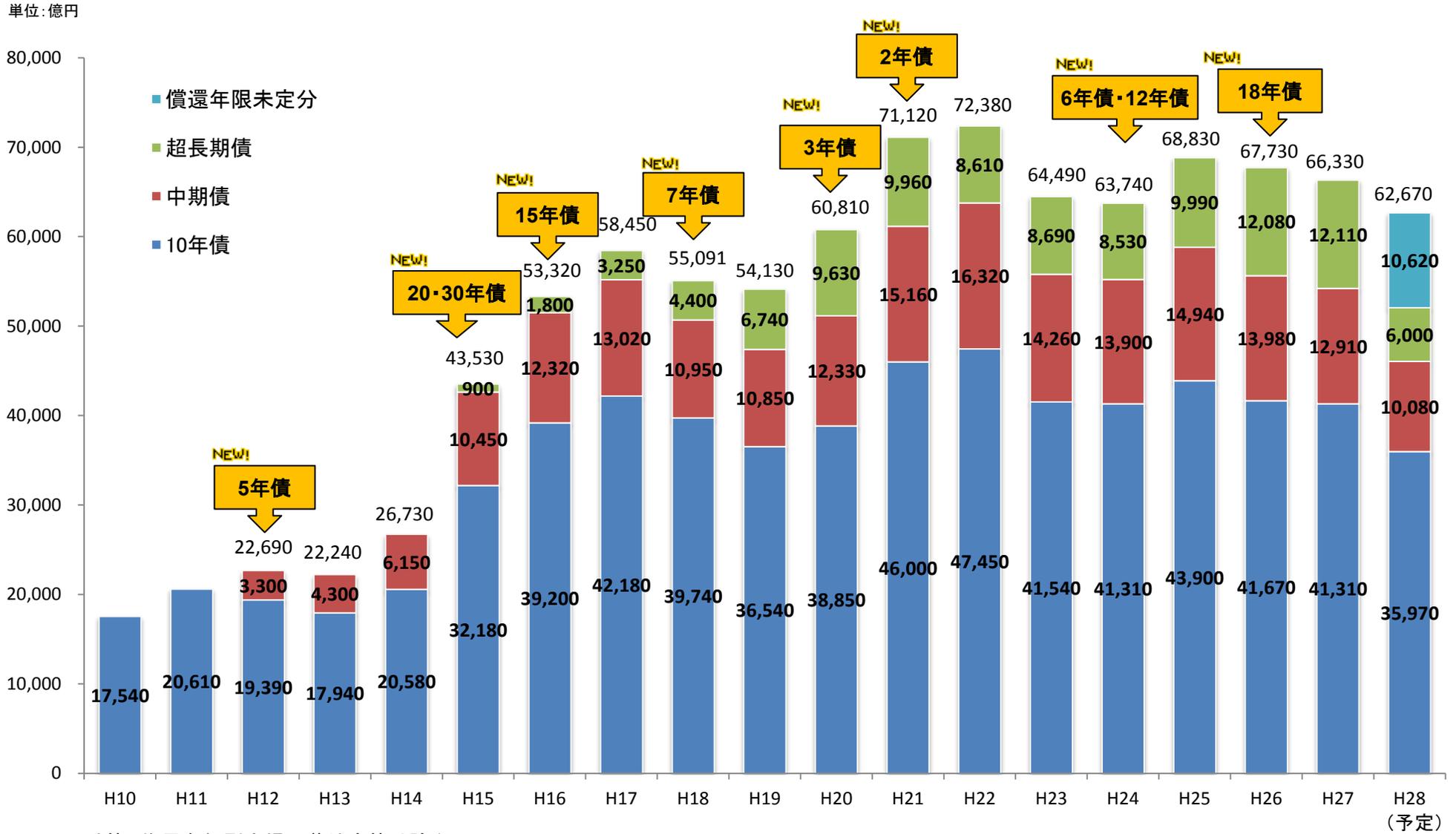
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募地方債	3.4	3.7	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7
地方債計画総額 に占める構成比	27.2%	25.9%	27.0%	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%

平成28年度全国型市場公募地方債計画額（年限別）



(注) 4月報道発表時点の計画値を比較

全国型市場公募債の償還年限別発行額推移



※外債、住民参加型市場公募地方債は除く。
 ※H28年度(予定)の数値は平成28年4月報道発表ベース。

出所: 地方債協会、総務省

市場公募債の発行実績の推移

(単位：億円)

年度	全国型市場公募地方債																			住民参加型市場公募地方債		外貨地方債							
	10年債				2年債		3年債		5年債		6年債		7年債		超長期債					合計		団体数	発行額	団体数	発行額				
	個別発行		共同発行		団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	12年債	15年債	18年債	20年債	30年債	団体数	発行額								
	団体数	発行額	団体数	発行額																		12年債	15年債	18年債	20年債	30年債			
H11	28	20,610																		28	20,610			2	257				
H12	28	19,390						12	3,300											28	22,690			1	197				
H13	28	17,940						15	4,300											28	22,240	1	10						
H14	28	20,580						17	6,150											28	26,730	34	1,636						
H15	20	23,710	27	8,470				19	10,450								3	700	1	200	29	43,530	79	2,682					
H16	25	26,770	27	12,430				22	12,320					1	150		5	1,350	2	300	33	53,320	94	3,276	1	217			
H17	29	29,100	27	13,080				24	13,020					1	200		9	2,350	4	700	35	58,450	106	3,445	1	608			
H18	32	26,500	29	13,240				25	10,550		1	400		1	100		15	3,600	5	700	38	55,091	124	3,513	1	499			
H19	34	24,400	28	12,140				26	10,650		1	200					19	4,950	10	1,790	42	54,130	123	3,083	1	499			
H20	37	26,550	30	12,300		2	750	25	11,580								19	7,780	10	1,850	44	60,810	102	2,650					
H21	39	32,100	33	13,900	1	280	2	800	27	14,080							20	8,260	9	1,700	47	71,120	88	2,488					
H22	43	31,250	35	16,200	1	200	4	700	31	14,920		1	500		1	400		22	6,590	11	1,620	49	72,380	91	2,441				
H23	45	26,180	35	15,360	2	500	2	200	32	13,260		2	300		6	1,200		22	6,090	10	1,400	51	64,490	80	2,137	1	499		
H24	46	26,160	36	15,150	2	700		33	12,300	2	300	4	600	1	280	5	1,270		24	6,060	6	920	52	63,740	78	2,028	1	698	
H25	49	28,730	36	15,170	1	900	2	450	32	12,580	2	200	6	810	2	370	6	1,420		23	6,300	8	1,900	54	68,830	74	1,864	1	1,016
H26	48	26,930	36	14,740	1	900	2	260	32	12,120		4	700	1	200	10	2,240	1	150	23	7,690	10	1,800	54	67,730	65	1,746	1	1,023
H27	50	27,100	36	14,210	1	600		32	11,710		3	600	1	120	7	1,400				24	8,000	13	2,590	55	66,330	62	1,516	1	1,201

(注1)平成25年度の20年債発行額には、定時償還方式の350億円を含む。

(注2)平成26年度の20年債発行額には、定時償還方式の850億円を含む。

(注3)平成27年度の20年債発行額には、定時償還方式の1,200億円を含む。

全国型市場公募地方債発行団体の推移

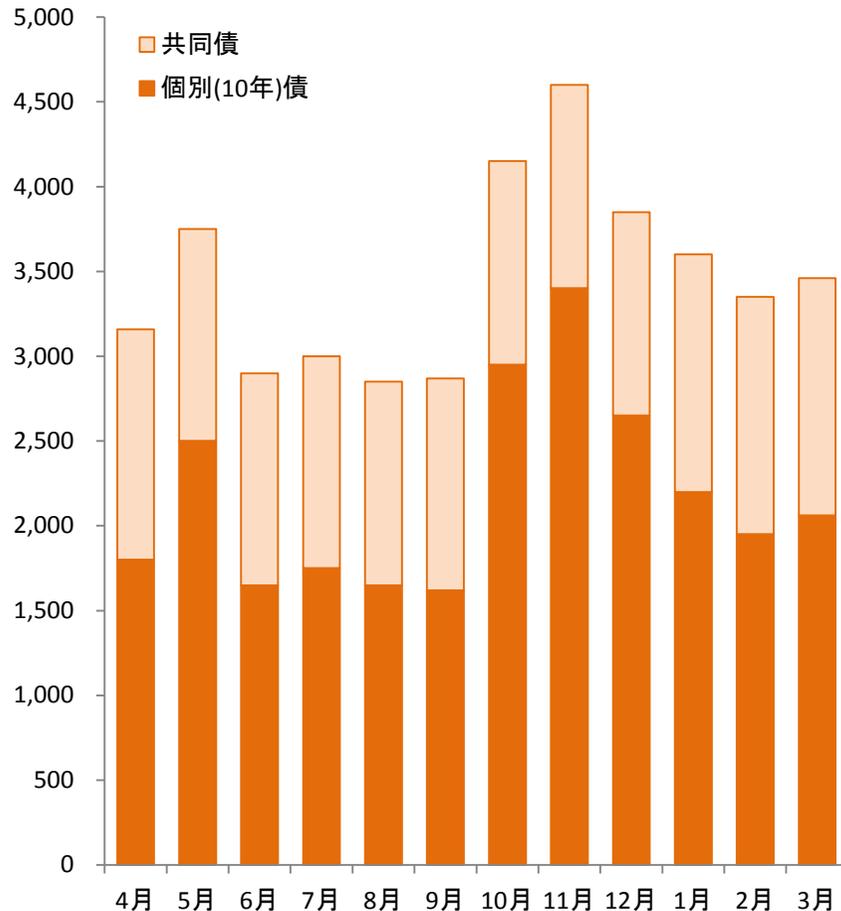
	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

市場公募地方債（個別（10年）債及び共同債）の月別発行実績

○届出制度導入（H24年度）により、年間の平準発行が進捗している。

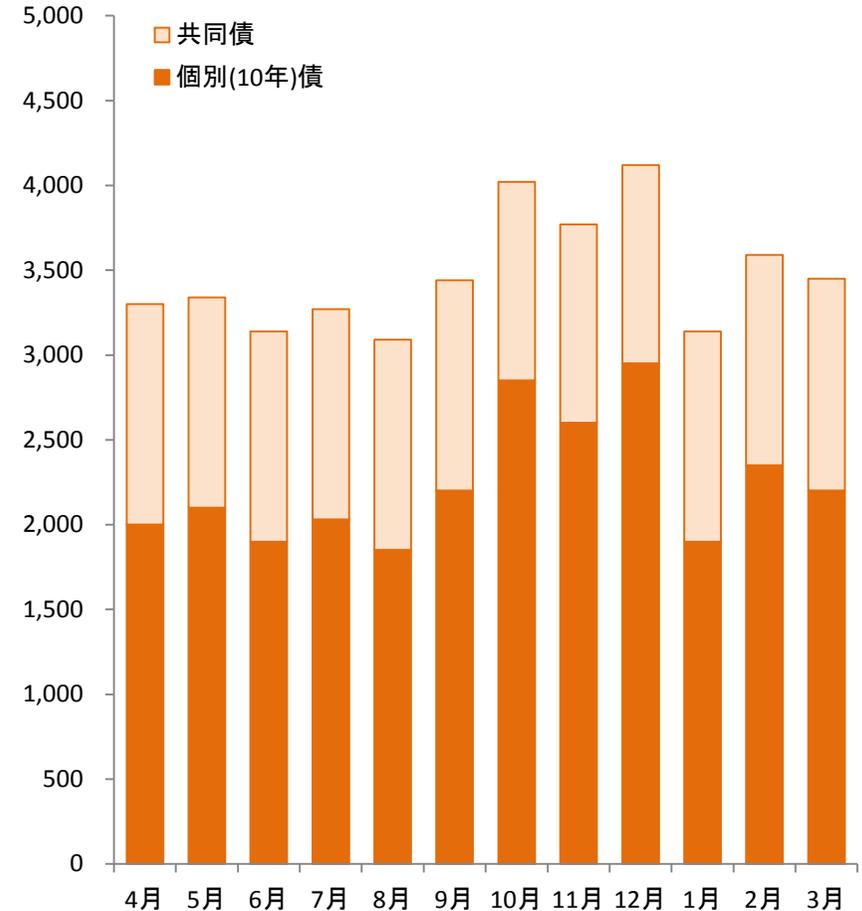
H23年度(届出制度導入前)

(単位: 億円)



H26年度(届出制度導入後)

(単位: 億円)



共同発行市場公募地方債

36の地方団体が共同して発行する債券
(平成15年4月から毎月発行)

平成28年度発行予定:1.2兆円程度
10年満期一括償還

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき36団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体（平成27年度）】

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行市場公募債発行団体の推移

(単位:億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県、鹿児島県		29	13,240
H19	大分県、静岡市	福岡県、横浜市、名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県、新潟市		30	12,300
H21	福島県、岡山県、徳島県		33	13,900
H22	三重県、奈良県		35	16,200
H23			35	15,360
H24	福井県		36	15,150
H25			36	15,170
H26			36	14,740
H27			36	14,210

共同発行市場公募債の月別発行額

(億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H15年度	700	720	710	720	700	700	700	700	710	700	710	700	8,470
H16年度	1,030	1,090	1,030	1,030	1,040	1,060	1,010	1,010	1,030	1,020	1,030	1,050	12,430
H17年度	1,080	1,080	1,090	1,100	1,100	1,090	1,090	1,100	1,080	1,090	1,090	1,090	13,080
H18年度	1,110	1,110	1,090	1,110	1,100	1,110	1,110	1,090	1,090	1,100	1,110	1,110	13,240
H19年度	1,000	1,000	1,000	1,040	1,020	1,000	1,000	1,050	1,000	1,000	1,030	1,000	12,140
H20年度	1,050	1,000	1,000	1,000	1,050	1,050	1,000	1,050	1,000	1,050	1,050	1,000	12,300
H21年度	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	13,900
H22年度	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	16,200
H23年度	1,360	1,250	1,250	1,250	1,200	1,250	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,360
H24年度	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,150
H25年度	1,300	1,300	1,250	1,250	1,260	1,250	1,250	1,250	1,250	1,260	1,250	1,300	15,170
H26年度	1,300	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,170	1,170	1,170	1,240	1,240	1,250	14,740
H27年度	1,300	1,310	1,170	1,190	1,170	1,180	1,110	1,100	1,110	1,190	1,200	1,180	14,210
H28年度	1,100	1,090	1,010	1,040	1,000	1,000	900	900	910	1,010	1,040	1,040	12,040

住民参加型市場公募地方債

- 住民参加型市場公募地方債の制度目的には、以下のような点が挙げられる。
 - － 住民の行政参加意識高揚
 - － 住民に対する施策のPR
 - － 資金調達手法の多様化
 - － 個人金融資産の有効活用
 - － 市場公募化のためのノウハウ習得 など

年度別発行実績

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度 (予定)
団体数	123	122	102	88	91	80	78	75	66	62
発行額	3,513	3,083	2,650	2,488	2,441	2,137	2,028	1,864	1,746	1,516

※ 出所: 地方債協会

平成26年度末残高

9,030億円 (出所: 地方債協会)

地方債のリスク・ウェイト

1. 現行上の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

※ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費**等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等



地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

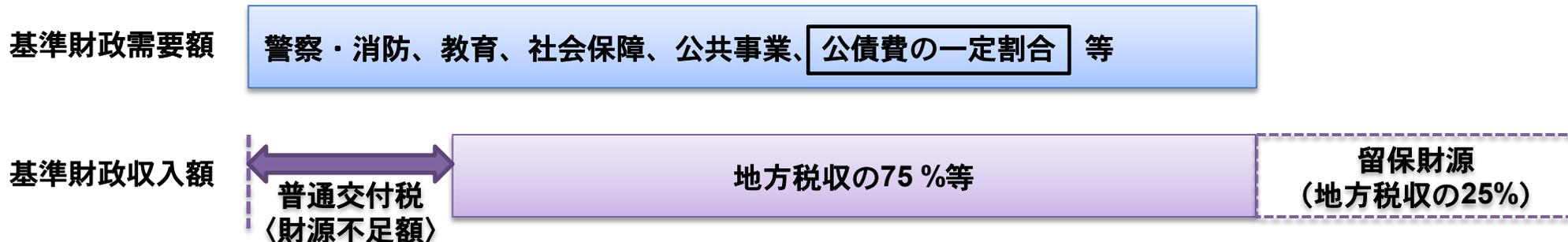
7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

- 一 第1項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金
 - 二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債 当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金
- 8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第7項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

※ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるマイクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、マイクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入

⋮

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入

⋮

地方公共団体における安定的かつ効率的な資金調達

各団体の起債運営において、金融市場の動向に応じて引き続き、安定的かつ効率的な資金調達を行うため、日頃より、以下の事項に取り組むことが重要。

- ① 先行きの資金繰りを踏まえた調達時期の判断
- ② 安定的な資金調達を担保できる起債手法の選択
- ③ 市況判断ができるだけの情報チャンネルの確保
- ④ 指定金融機関との日頃の情報交換などを通じた関係の維持・強化
- ⑤ 市場公募債の発行団体にとっては、大口の投資家や証券発行の幹事社等を含めた取引金融機関との市場動向に関する情報交換
- ⑥ 情報を適確に判断できるだけの金融リテラシーの強化

今後の金融リテラシーの向上に向けて

➤ 引受金融機関、都銀・地銀等が考える起債担当職員に最低限求められる金融知識

- ✓ 投資家動向や金利決定に係るメカニズム
- ✓ 債券に関する利率、価格、利回りといった基本的な事項
- ✓ 債券発行の仕組み、発行に係る事務手続きの流れ
- ✓ 金融市場に関する知識

➤ 引受金融機関、都銀・地銀等が考える金融リテラシー向上のための効果的な施策

- ✓ 金融機関主催の各種勉強会・研修会への参加
- ✓ 情報共有のための団体間相互での勉強会の実施
- ✓ 金融機関への短期出向(研修)
- ✓ 金融機関職員との意見交換会
- ✓ 担当職員の在任期間の長期化と専門性向上
- ✓ 後継者育成強化
- ✓ 他団体、省庁への出向